

令和2年分 所得税及び消費税 確定申告相談日のお知らせ

・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されました。

・自営業の方のために、下記日程により申告相談指導を行います。

相談指導を希望される方は、

決算書・申告書・チェック表・関係書類・印鑑 をご持参下さい。

担当: 関東信越税理士会高崎支部税理士

<コロナ感染症拡大防止対策にご協力下さい>

・今回の確定申告相談会は、**完全予約制**で実施いたします。

・相談時間は下記日時の内、30分間、内容によっては60分間(1時間)以内とします。

・相談を希望される方は、電話で下記の連絡先までお申込み下さい。・空いている時間帯で調整させていただきます。・お申し込みの際は下記の情報をご提供ください。

①希望の日時 ②30分間 or 60分間 ③屋号 ④氏名 ⑤住所 ⑥電話番号

・ご来場の際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。・実施にあたりましては、会場の換気、消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの配慮等感染防止対策の徹底に努めて実施いたします。・また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂くこともありますので、ご承知おきください。

	月日(曜日)	担当税理士	時間	会場
青色申告	2月26日(金)	黒澤森男 税理士	AM10:00) PM4:00	高崎市新町 商工会館 2F相談室
	3月8日(月)	新後閑一裕 税理士		
	3月12日(金)	今井美和 税理士 黒澤森男 税理士		

延長後の確定申告と納期限
所得税: 令和3年4月15日(木)
消費税: 令和3年4月15日(木)

延長後の振替日(振替利用者)
所得税: 令和3年5月31日(月)
消費税: 令和3年5月24日(月)

商工会では、経営合理化のための、記帳機械化システム
の利用相談を行っております。

**高崎市新町
商工会**

TEL: 0274-42-0930
FAX: 0274-42-5413
URL <http://www.shinmachi.or.jp>
FB ページ:
<https://www.facebook.com/shokokai103611>
E-mail
shinmachi@shinmachi.or.jp